

3. 運営形態の抜本的改革

(1) 基本方針

- 斎場の運営については、現状に示すとおり、5斎場のうち瓜破・北・鶴見の各斎場は直営で、小林・佃の2斎場を火葬業務について民間委託としているが、今後はすべてに指定管理者制度を導入する。
- 運営形態の改革にあたっては、スピード感をもって取り組むこととし、早急に所要の手続きを進め、平成25年12月より指定管理者制度に移行する。ただし、瓜破斎場については、平成25・26年度の2か年で一部火葬炉を停止して排気煙道を中心とする大規模改修工事を予定しており、指定管理者制度への移行は平成26年度中の手続きを経て平成27年度当初とする。
- なお、指定管理者制度移行までの間は、小林・佃斎場の火葬業務民間委託を継続させる。

[留意点]

- 斎場は、市民生活に不可欠な事業であり一日も止めることができないことから、民間活用にあたっては、特に経営破綻による事業中断などのリスク管理が必要となるが、その対応策として、指定管理者を複数にすることにより、万一の場合に指定管理者同士がカバーしあえる体制を構築するようにあらかじめ募集要項などを整備する。
- 大規模災害の発生など緊急時対応については、平成7年発災の阪神・淡路大震災、平成23年発災の東日本大震災後の被災地や近隣自治体などにおいてとられた対応などを教訓として、想定できる事象はあらかじめ協定事項に盛り込むとともに、想定外の事態への対応については、本市が直接指示することができるように協定等に明記するなど、市民の安心・安全の確保策を講ずる。
- また、指定管理者制度導入後も、これまで本市が有してきた火葬技術のノウハウ・経験を指導・監督に十分生かすことはもとより、さらなる業務効率化へのアプローチなどたゆまぬ検証に努めることとする。
- なお、現在、大都市制度改革の議論を受けて将来の斎場の経営主体については、地方自治法上の公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用や一部事務組合の設立などを中心に検討を進めている。

(2) 指定管理者制度

- 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的として導入されたものである。
- 指定管理者制度は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、指定管理者は、行政処分に該当する使用許可も行うことができることとなり、また、例えば、斎場に設置している市民休憩室で骨上げの時間まで待機している利用者に対しどのようなサービスを行うかなど、利用者が満足するサービスの提案をとおして民間事業者が持つノウハウ等の活用によりサービスの質の向上が図られるとともに、柔軟性のある要員配置や勤務体系等によりコスト削減が期待できる。
- 政令指定都市における斎場運営については、すべてに指定管理者制度を導入している都市は、5都市であり、業務委託を実施している都市が5都市となっている。
- なお、詳細は別紙3に示すとおりである。

(3) 指定管理者制度導入に向けたスケジュール

- 平成25年度予算市会において、制度導入に必要な「大阪市立斎場条例」改正(案)及び関連予算(案)を上程のうえ、議決を経て、指定管理予定者の選定作業に入り、9月市会において、指定管理者を議決する。

○ 今後のスケジュール

平成24年度		平成25年度	
平成25年2月			大阪市立斎場条例改正(案)及び関連予算(案)を上程
3月			大阪市立斎場条例改正及び関連予算 市会議決
5月	初旬		第1回 大阪市葬祭施設指定管理予定者選定会議
	中旬		募集要項配布
	下旬		申請者説明会 開催
6月	初旬から		申請書受付
	初旬		第2回 大阪市葬祭施設指定管理予定者選定会議
7月	中旬		第3回 大阪市葬祭施設指定管理予定者選定会議
	下旬		指定管理予定者 決定
	中旬		指定管理予定者 仮協定締結
8月	中旬		指定管理予定者 市会上程
	下旬		指定管理者 市会議決
9月	中旬		指定管理者 基本協定及び年度協定締結
	下旬		業務引継(研修) 開始
10月	初旬から		指定管理者制度 移行
11月			
12月			

(4) 指定期間

- 指定期間の設定については、一般的に経営努力の成果を得るには一定の期間を要し、指定管理者への応募意欲を高め、指定された者の努力を喚起するには、指定期間を長く設定することが効果的である。
- サービスの安定的な提供、施設管理の合理的な運営や長期間の管理にかかるコスト削減効果もあわせ考慮し、「指定管理者制度の導入及び運営に係るガイドライン（改訂版）平成 24 年 3 月総務局」にある 4 年間を基本としながらも、導入開始を 12 月と考えていることから、平成 30 年 3 月末日までの 4 年 4 か月間とする。
- 一方、瓜破斎場については大規模改修工事を終える平成 27 年 4 月導入となるが、その際、指定期間は平成 30 年 3 月末日までの 3 年間と定め、他の 4 斎場と終了時期をあわせ、以降の指定管理者選定は 5 斎場を対象として一層の競争性を確保する。
- なお、当該指定期間中の検証も踏まえる必要はあるが、将来的には、指定管理者における火葬業務にかかるノウハウの蓄積、質の高い人材の確保と研修等による育成などの観点からも、指定期間の長期化を検討する。

(5) 指定管理者の募集

- 政令指定都市の指定管理者制度の導入状況を見ても、指定管理者として火葬炉メーカーやいわゆる外郭団体を指定しているところが多く、市場としてはあまり成熟しているとは言えない。
- 本市の火葬炉数及び火葬件数は全国的にも類のない規模であり、民間事業者からすれば、業務委託であれ指定管理者制度であれ大規模な斎場の運営実績に乏しいことなどから、斎場全体を一括して指定管理者を募集、そして運営させることは競争性確保の観点から適当ではない。
- 指定管理者の募集方法については、これらの点を十分に考慮するとともに、先述の経営破綻による事業の中断や大規模災害時などのリスク対応さらには業務の効果的な執行、利用者に提供できるサービスの競争性を確保するといった観点から、今般対象となる 4 斎場を 2 つに分割して募集する。

- 指定管理者制度を導入する政令指定都市の状況として、20 炉以上の規模の斎場に導入している事例は極めて少ないことから、瓜破斎場（30 炉）への指定管理者制度導入を考慮して同程度の規模とすること、あわせて火葬設備のトラブルなど非常時の迅速な対応が可能となるよう複数管理する斎場間の距離などを勘案し、市域内を東・西に分け、北・鶴見斎場（計 28 炉）と小林・佃斎場（計 14 炉）の組み合わせとする。なお、将来的には、指定管理者制度の検証を重ねることと市場の成熟が相まって、より効果的な内容、規模や募集方法など制度の充実を追求する。

(6)経費削減効果(5斎場すべて指定管理者制度導入時)

(単位:百万円)

	直営 ①	指定管理者 ②	差引 ③ (②-①)
直接人件費	488	289	▲ 199
法定福利費等の 一般管理費	0	126	126
人件費 ①	488	415	▲ 73
燃料費等	367	367	0
斎場管理費	121	121	0
物件費 ②	488	488	0
合計 ③(①+②)	976	903	▲ 73

※ 直営と指定管理者の年間経費を試算

※ 直営人件費は平成23年度環境局職員平均給与を参考に算出

※ 指定管理者は瓜破・北・鶴見・小林・佃斎場の直接人件費を算出し、一般管理費を加算

※ 燃料費等は火葬に係るガス・灯油などの燃料経費

※ 斎場管理費は火葬設備の保守点検などの維持管理経費